

「うみまっぷひょうご」運用規程

制定 令和7年11月25日

(目的)

第1条 WEBサービス「うみまっぷひょうご」の運用による情報発信を行うにあたり、ひょうご豊かな海づくり県民会議（以下「県民会議」という。）事務局（以下「事務局」という。）、投稿用アカウントの取得者（以下「投稿者」という。）及びたま株式会社の留意すべき事項を明らかにし、適正な運用を図ることを目的とする。

(投稿可能情報)

第2条 「うみまっぷひょうご」に投稿できる情報は、次のとおりとする。

- (1) 県内で実施される環境又は豊かな海づくりに関するイベント等であって、県民会議会員が主催、共催、後援又は協力するもの
- (2) その他事務局が認めるもの

(投稿の削除等)

第3条 事務局及びたま株式会社は、投稿の内容が以下のいずれかに該当する場合は、当該投稿の投稿者の承諾なくただちにそれを削除することができる。

- (1) 公序良俗に反する情報
- (2) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥する情報
- (3) 氏名・写真・談話・および商標・著作権などを無断で使用した情報
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関する情報
- (5) 宗教性のある情報
- (6) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でない情報
- (7) 個人・団体の意見広告及び名刺広告等の情報
- (8) その他事務局が不適切と判断する情報

2 事務局は、他の投稿者と情報が重複している、又は内容が誤っていると判断される投稿を確認した場合は、当該投稿者に対し、情報の削除又は修正を指示することができる。

(投稿用アカウントの発行)

第4条 投稿用アカウントの発行は、事務局が行う。

(投稿用アカウントの管理)

第5条 投稿者は、投稿用アカウントのログインメールアドレス及びパスワードを適正に管理する。投稿用アカウントの乗っ取り又はなりすましが発生した場合は、すみやかに事務局に報告する。

(投稿用アカウントの制限等)

第6条 事務局は、第3条第1項の規定により削除された投稿をした投稿者に対し、投稿の制限又はアカウントの削除をすることができる。

(投稿用アカウント情報等の取扱)

第7条 事務局は、投稿用アカウント情報のうち以下のものをためま株式会社に提供するものとし、ためま株式会社は、これを適正に管理する。

- (1) アカウント名（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用）
- (2) ログインメールアドレス（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用）
- (3) パスワード（正当な投稿者かどうかを判断するために利用）

(サービス提供の終了)

第8条 事務局の都合により「うみまっぷひょうご」の継続的な提供が困難と判断された場合、事務局はサービスの提供を終了することができる。

2 事務局は、前項によりサービスの提供を終了する時には、事前に投稿者に通知するものとする。

(免責)

第9条 事務局及びためま株式会社は、サービスの利用に起因して発生した投稿者の損失や障害（間接損害や逸失利益を含む。）について一切の責任を負わないものとする。